

1 クーリング・オフについて

(1) クーリング・オフとは

特定商取引法やその他の法律で定められた一定の契約に限り、消費者が契約してしまったあとでも、その契約を一方的・無条件に解除できる制度です。

(2) クーリング・オフの特徴

- 既に代金を支払った場合は、全額返金されます。
- 工事などが完了していても、期間内であればクーリング・オフできます。
- 使用している場合でも、そのまま返品できます（「指定消耗品」と書かれている場合を除く）。
- キャンセル料や違約金は必要ありません。
- 商品の返還・引き取り費用は事業者で負担

(3) クーリング・オフの適用対象と行使可能期間

特定商取引では、契約書を受け取った日から起算して、下記の期間内にクーリング・オフができます。なお、期間内の消印有効なので、期間内に発送していればよく、期間内に相手に届いている必要はありません。

【特定商取引によるクーリング・オフの対象と期間】

取引類型	適用対象	期間
訪問販売 (キャッチセールス・アポイントメントセールス・催眠商法なども含む)	一部の例外を除き 原則すべての商品・役務	8日
電話勧誘販売	一部の例外を除き 原則すべての商品・役務	
特定継続的役務提供	エステ・美容医療・語学教室・ 家庭教師・学習塾・パソコン教室・ 結婚相手紹介サービス	
訪問購入	原則すべての物品（但し、①自動車、②家電、③家具、④書籍、⑤有価証券、⑥CD・DVD等を除く）	
連鎖販売取引 (マルチ商法)	すべての商品・役務	20日
業務提供誘引販売取引 (内職商法・モニター商法)	すべての商品・役務	

※契約書の記載内容に不備があり、法定書面として認められない場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

(4) クーリング・オフできない場合

- 現金取引で代金が3,000円未満の場合
- 店舗に自ら出向いて購入した場合
- 通信販売での買い物
- 化粧品、健康食品など「指定消耗品」と書かれている商品を使用した場合（使用分のみ）
- 乗用車、葬儀代金など
- 事業主としての契約

(5) クーリング・オフ通知の送り方

- はがきは「販売会社」に送ります。
- クレジット契約を利用した場合は「クレジット会社」にも送ります。
- 解約理由を記載する必要はありません。
- 電話での解約は証拠が残らないので、必ず書面で、「特定記録郵便」か「簡易書留」で郵送します。その際、はがきは両面ともコピーを取り、郵便局の受領証と一緒に保管しましょう。

(6) はがきの記載例

【販売会社への通知はがき】

裏面	表面
<p style="text-align: center;">契約解除通知書</p> <p style="text-align: center;">次の契約を解除します</p> <p>契約年月日 年 月 日</p> <hr/> <p>商 品 名</p> <hr/> <p>契 約 金 額 円</p> <hr/> <p>販売会社名 (担当者名)</p> <hr/> <p>支払った代金 円を返金し、 商品を引き取ってください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(契約者) 住 所</p> <hr/> <p>氏 名</p> <hr/>	<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <p style="text-align: center;">□□□□□□□□</p> <p>切手をお貼りください</p> <p style="text-align: center;">(会社名)</p> <p style="text-align: center;">代 表 者</p> <p style="text-align: center;">特 定 記 録 郵 便</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">府 都 県 道</p> <p style="text-align: right;">郡 市 区</p> <p style="text-align: right;">村 区 町</p>

【クレジット会社への通知はがき】

裏面

契約解除通知書		
次の契約を解除します		
契約年月日	年	月 日
商 品 名		
契 約 金 額		円
販売会社名 (担当者名)		
クレジット会社名		
	年	月 日
(契約者) 住 所		
氏 名		

表面

郵便はがき	
□□□□□□□□	
切手を お貼りください	
(会社名)	
	府 都 県 道
特定記録郵便	
	郡 市 区
	村 区 町
	御 中